

SAICM の概要

1. 背景

SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ) は、平成 18 年 2 月 4~6 日、アラブ首長国連邦のドバイで開催された国際化学物質管理会議(ICCM)で採択されました。

SAICM は、2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたものです。SAICM の推進に当たっては、各国政府のみならず、市民団体、産業界、国際機関等の幅広い関係者が参画の下、実施していくことが重要であるとされています。

2. SAICM とは

SAICM は、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなり、文書の仮訳（環境省作成）は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>）に掲載されております。

(1) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む 30 項目からなる宣言。

- ・地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ヨハネスブルグ実施計画の 2020 年目標を確認
- ・子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICM を統合
- ・化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ボランティアベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2) 包括的方針戦略

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

①対象範囲

- ・農業用化学物質と工業用化学物質の、化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面を含む。
- ・化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、その化学物質・製品に適用されない。

②目的

- ・リスク削減：2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性

蓄積性有害物質（PBT）、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法（precautionary approach）を適切に適用

- ・ 知識と情報：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス：化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- ・ 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止

③財政的考慮

- ・ 先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」を開始。
- ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
- ・ 経済的手法、外部コストの内部化について検討

④原則とアプローチ

- ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認

⑤実施と進捗の評価

- ・ 2020 年までに国際化学物質管理会議を 4 回開催
- ・ SAICM 事務局を UNEP に設立（WHO 等も協力）
- ・ 必要に応じ、地域会合を開催

（3）世界行動計画

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。